

午後1時10分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第17号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第18号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第19号専決処分の報告について（樹木の枝折れ事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第76号議案専決処分について（平成27年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第77号議案平成27年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第78号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第79号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第80号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。1番和田議員。

○1番（和田庄治君） 今回のこの第80号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例について、これは何を趣旨としてやってるのかお聞きしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 税務課長。

○税務課長（中山玲子君） 第80号議案に上げさせていただいてます市税条例の改正ですが、本条例の改正は地方税法の改正に伴う条例の改正となっております。内容については徴収猶予関係が主な改正でして、地方税法の中に条例に委任された事項が出たために条例を制定するものでございます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第81号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。1番和田議員。

○1番（和田庄治君） 81号議案についてですけど、今回、指定介護予防事業者の指定申請に関して、1件3万円と2万円の提案が出ておりますけど、これに関しては前からあったものではないのかということ、なぜ今回これが出たのかということをお知らせください。

○議長（浅尾静二君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（田中美由紀君） この案件につきましては、地域包括支援センターを来年4月1日より法人に委託することになりまして、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者というふうになりますので、その指定申請及び更新等の申請に係る手数料条例がなかったために今回制定するものでございます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

第82号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。1番和田議員。

○1番（和田庄治君） 今回この82号議案、これはマイナンバーに関することでの条例の制定ということでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） そうでございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田議員。

○1番（和田庄治君） これによっていわゆる個人情報の中に、ここに書いてある個人情報

報のやりとりとか等に関する今回、国のほうが中に附属する情報に関しては各自治体で条例に定めることによりこれを利用できるというふうになってたので、それに対する条例の制定ということで御理解してよろしいでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） この中には情報利用、つまり各マイナンバーを使う事務につきましては、通常は国のほうで法でこの事務とこの事務に使うことができますというふうなマイナンバー法がございましてけれども、そのほかにも自治体で独自の事務等があれば、それは条例を定めるとマイナンバーの事務をすることができるということでございます。ですから、議員おっしゃいますように市独自の取り組みに対する条例ということになります。

○議長（浅尾静二君） ほかに。16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） 別の角度から質疑したいと思いますが、これ、市独自の利用事務を規定するというので、私としては非常にいいことだろうと思います。ただ、議会全体としてはこのような審議をしませんので、委員会付託になりますので、議会としても、議員としても十分に市の独自の規定を知るべきだというような意見も市民から寄せられています。

趣旨としては、もう1度、ここに書かれておりますけど、市の説明を、この中身の説明を、委員会ではされると思いますが、私、委員会、所属委員会ではありませんのでそこを聞きたいということと。

2番目は、これも市民の方から、テレビ等でもう御承知のとおり、マイナンバーの何とかとかで市から市の職員の名を名乗って詐欺まがいのことが行われてる。これに対する防御はないのかということでした。この今回の条例案がそれを防止する1つの施策になるのかなと思いますが、そこで言われたのは、市のほうから市の職員がこういう形での市民に電話かけてお金の話とかすることはないということを周知徹底すべきであろうというふうに思います。この条例には書かれておりませんが、この条例は市民のための権利を保護していくということですので、2番目としては市のほうの取り組みをどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） この条例の趣旨でございますが、マイナンバーを利用してよい事務、それからマイナンバー情報のやりとりをしてよい事務、それからマイナンバー情報を求めに応じて提供してよい相手先、こういったものはマイナンバー法で厳格に制限されているものでございます。

そういう中にありまして、市のほうでは医療、例えばひとり親家庭等医療費の支給に関する事務、これは市の独自の事務でございますけれども、この独自の事務につきましては、当然法律の中に規定されているものではございませんので、このままではマイナンバーを

利用することができない。どういうことかといいますと、通常、医療費の支給のために所得証明をつけなければならない、それを添付しなければならないということですが、このマイナンバーの市の条例をつくることによりまして、添付しなくて、もう内部の事務で届け出をすれば、その所得情報というのは直接税務課のほうから担当課のほうに行くといった効率化が認められます。ですから市民の利便性、例えば書類を減らすことができるといった市民の利便性にもつながりますし、それから事務の取り扱いのほうもそういう書類の点検とかじゃなくて、情報をやりとり、パソコンといいますか、そういうやりとりの中からできるということになります。これを市の事務につきましてはきちんと条例で定めなければならないということになっておりますので、今回定めるものということでございます。

それから、徹底すべきと、市のほうからマイナンバー情報を職員がとりに行くといったことは、電話でから聞き取るといったことはすることはございません。

ですから、その徹底につきましては市報等ではしておるわけではございますけれども、あわせて、このことは国のほうでもさまざまな周知活動が行われておるということでございます。ただ、市のほうとしてはこちらから電話をかけたり、出向いたりとかいったことはないということをお場で明言させていただきたいというふうに思っております。

それからもう1つ、ちょっと漏れておりました。先ほど、ひとり親家庭医療費という1つの例をしましたけれども、先ほどの事務、市独自の事務といいますのは、ほかにも子供医療費の支給、それから重度障害者医療費の支給、就学困難と認められる児童生徒の保護に対する援助、この4事務を想定しているところでございます。こういうものでございます。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） 今のような取り組みは非常に是とするところです。しかしながら課長、市民、これまでですけれども接する中で、私にマイナンバーとは何なんと、どういうメリットがありますか。そのメリットについては、今説明があったように私も説明できるわけですよ。ところが危険性とか何とかと聞かれたときにはわからない。

市の職員、あるいは議員の人たちは十分にその点は知ってるんだろうけども、1つの提案ですけどね、だから市報に出した何だって市民が知ってるということにはならないし、本当にこの人たちが被害に遭うこと自体に本当にこれは守っていかなきゃならないということを考えますとね、コミュニティとかのふるさと課も特にそうですけども、コミュニティ協議会との、各十幾つありますか、そういうところに行って話す機会があると思うんですよ。だからそういうことに積極的にそういう人たちに地区に行ってそういう機会を通じて、もう本当にね、私に相談がある方は不安で、私はもうもらわないとか、どげんしたらいいですかという話が何件も私のほうには相談が来てます。私自体もまたこの防御策について勉強しないといかんこともあるんですが、そういった市の広報で伝えてますということで

は市民は不安が払拭されないだろうと思いますので、そうそうお金がかかるわけでもないし、手間暇がかかるわけでもないし、常時ふるさと課に限りませんけども、各コミュニティとか、それから民生委員会、あるいはその他老人会でもいいですが、そういう場所でこの取り組みについて十分に職員の方が行かれる、あるいは市長、副市長、あるいはその他の方が行かれるときに徹底してほしい、私はそのように思いますがいかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） 周知は大変重要だというふうに思いますし、そういう取り組みにつきましても検討していかなければならないというふうに思います。十分内部のほうで検討させてください。よろしくお願いします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第83号議案市道路線の廃止についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第84号議案市道路線の認定について議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第85号議案指定管理者の指定について（杷木物産館・杷木農業公園）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第86号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第87号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第76号議案及び第77号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、18日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時27分散会